

令和4年度三重県立津高等学校 部活動運営方針

1. 目標

学校は、以下のことを目標に、部活動を運営する。

- 1) 健康な心身の発達を促進し、豊かな人間形成に努める。
- 2) 生涯にわたり豊かな生活を営む資質や能力を育成する。
- 3) 自己の能力及び技術の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度を育成する。
- 4) 自他の健康・安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を育成する。

2. 基本方針

- 1) 部活動の加入は任意とする。
- 2) 学校は、教育課程の円滑な実施、生徒の健全な成長に留意し、各部の運営にあたるものとする。
- 3) 各部の運営にあたり、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図る。
- 4) 学校は充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
- 5) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- 6) 学校は生徒の活動について、安全に配慮するとともに、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう、安全学習に取り組む。

3. 運営

- 1) 部活動の設置及び廃止等については、別途定める。
- 2) 入・退部・休部に関する手続きについては、別途定める。
- 3) 活動日については、教育課程の円滑な実施、生徒の健全な成長に留意し、以下のとおりとする。
 - ①各部においては、一週間に一日は必ず休養日を設定し、原則として土・日曜日のいずれかを休養日にあてる。
 - ②長期休業中、定期考査前及び期間中の活動日については別途定める。
- 4) 活動時間については、季候や日没時間、生徒の健康・安全を考慮し、原則として、平日は3時間程度、休日は4時間程度とする。
- 5) 学校、顧問・指導者は以下の点に留意し、各部の運営を行うものとする。
 - ①生徒が安全で、安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ②毎月活動計画を立て、校長に提出する。
 - ③活動日及び活動時間については適切に設定する。事情により設定できない場合は校長の承認を得るとともに、活動の前後に休養日を設定するなど、疲労回復を図る。
 - ④安全に活動が実施されるよう、事前指導等を充実させる。

4. その他

- 1) 学校は、部活動運営方針の実施状況について常に点検を行い、必要に応じて見直しや改善を行うものとする。